

東京有明医療大学物件調達等契約に係る取引停止等の取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、「学校法人花田学園固定資産及び物品等の契約事務取扱規程」に基づいて行う発注に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱について定める。

(取引停止)

第2条 総括契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては、取引を停止する等の措置を講ずるものとする。

- (1) 調査に当り、虚偽の申告をしたとき。
- (2) 入札又は見積りに際し、不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行に際し、故意に工事を粗雑にし、又は品質、数量等につき不正の行為があったとき。
- (4) 企業の社会的責任(CSR)を果たしていないとき。
- (5) その他、本学に不利益をおよぼす行為があったとき。

(取引停止に係る特例)

第3条 総括契約責任者は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の各号に限り取引の相手方とすることができるものとする、

- (1) 特許等特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外には取引の相手方がいない場合
- (2) 緊急の物品購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、物品購入等の目的を達成することができない場合
- (3) 取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合

(取引停止措置等の通知)

第4条 総括契約責任者は、第2条第1項の規定による取引停止をしたときは、「取引停止措置通知書」に必要事項を記載し当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、各部局責任者に対し当該取引停止等について、同通知書の写しを添付し通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由がある時は、通知を省略することができるものとする。

附 則

この取扱要領は、平成21年9月15日から実施する。